

「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」(案) のパブリックコメントの実施結果

1. 意見提出期間 令和6年12月10日(火)～令和7年1月15日(水)
2. 周知・閲覧場所 北区ニュース(12月10日号)、リサイクル清掃課、北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所、エコー広場館、区政資料室、地域振興室、図書館、北区環境ポータルサイト及び北区ホームページ
3. 意見提出者数 4名(ホームページからの提出: 4名)
4. 意見総数 6件
5. 意見を踏まえた修正箇所 2カ所

掲載箇所	修正前	修正後
本編 P.63 3-2	②北清掃工場の建替期間の対応 北清掃工場は、2022(令和4)年度から2029(令和11)年度まで、建替工事が行われています。 新たな清掃工場については、環境保全の観点から、高度な公害防止設備の導入により排ガスに含まれる環境負荷物質を最小限に抑えることはもとより、循環型社会の形成を推進するため発電効率を高めることが求められます。また、災害時には災害応急対策の活動拠点としての役割を果たすことが期待されることから、震災や風水害に対する強靱性を確保することが重要です。このような	②北清掃工場の建替期間の対応 北清掃工場は、2022(令和4)年度から2029(令和11)年度まで、建替工事が行われています。 <u>北清掃工場の建替え期間中は、可燃ごみの全量を区外の清掃工場に搬入するため、引き続き必要な人員機材を計画的に配置し、区民生活に影響が出ないように収集運搬体制を確保します。</u> 新たな清掃工場については、環境保全の観点から、高度な公害防止設備の導入により排ガスに含まれる環境負荷物質を最小限に抑えることはもとより、循環型社会の形成

	清掃工場に求められる機能や役割を踏まえ、建替事業にあたっては清掃一組との連携を一層強化していきます。 北清掃工場の建替え期間中は、可燃ごみの全量を区外の清掃工場に搬入するため、引き続き必要な人員機材を計画的に配置し、区民生活に影響が出ないように収集運搬体制を確保します。	を推進するため発電効率を高めることが求められます。また、災害時には災害応急対策の活動拠点としての役割を果たすことが期待されることから、震災や風水害に対する強靱性を確保することが重要です。このような清掃工場に求められる機能や役割を踏まえ、<u>引き続き清掃一組との連携を強化</u>していきます。
本編 P.6 4 3－4 ①災害廃棄物への対応 最終段落	災害廃棄物対策をより実効性のあるものにするため、災害廃棄物処理実施マニュアルの更新、職員への教育・訓練の継続的な実施、関係機関との連携強化、災害が発生した場合を踏まえた区民への周知を実施します。	災害廃棄物対策をより実効性のあるものにするため、災害廃棄物処理実施マニュアルの更新、職員への教育・訓練の継続的な実施、関係機関との連携強化、災害が発生した場合を踏まえた区民等への周知を実施します。

6. 提出された意見とそれに対する区の考え方

○本編へのご意見

第2章ごみ処理基本計画 3 具体的施策 (3) 基本方針ごとの具体的な施策 基本方針2さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します 2-3: 家庭ごみの減量 ①戸別収集の地域拡大の検討			
頁	意見No.	ご意見	区の考え方
56	1	家庭系廃棄物(資源物を含む)の戸別回収アンケートの件 集積場の管理(箱の管理、清掃など)担当者の意見を細かく取り入れるべきです。高齢化で交代要員がいないなどで、このままでの維持が困難になっています。滝野川地区同様の戸別回収を王子赤羽地区でも行なうよう要望します。	戸別収集の地域拡大の検討については、資源循環推進審議会でも大きな課題として議論され、ごみ集積所等の管理についての実態やニーズを正確に捉える必要がある旨答申を受けました。 そのため、本計画 P.56 ページにおいて、ごみ集積所等の管理を含めた区民ニーズを把握するとともに、ごみ減量・資源化の促進の効果等についても調査・検証を十分に行い、収集方法の具体的な検討を進めていくと記載しています。
	2	「分別への意識が高まり、ごみ減量・資源化の促進が期待される収集方法」と断定していいのか。単独での実施のみで、都内におけるごみの減量の推進に直結すると言い切れるのか。	戸別収集は、他の自治体の事例から、排出者の責任の明確化とそれに伴う分別意識の向上、不適正排出の抑制、ごみ出しの負荷軽減といった様々なメリットがあると言われており、実際にごみの減量・資源物回収量の増加につながった事例がみられます。一方で、一定の課題もあると認識していますので、引き続き、効果的・効率的な収集方法の具体的な検討を進めてまいります。 なお、ごみの減量化について、引き続き23区が連携して取り組んでまいります。

基本方針3 安全で安心なごみの適正処理を推進します			
3-2 中間処理計画 ②北清掃工場の建替期間の対応			
頁	意見No.	ご意見	区の方考え方
63	3	新たな清掃工場（完成後）の環境負荷低減や建替期間中の収集運搬体制確保のみならず、建替工事に伴う周辺環境への影響も低減することが必要である。工事及び工事用車両による大気汚染や騒音、粉塵等については、十分なモニタリング調査と対策を講じ、周辺居住者の住生活環境に支障が出ないようにして頂きたい。	いただいたご意見を踏まえ該当項目に記載すべき内容を見直した結果、本項目の主訴は、「建替期間中における収集運搬体制の確保」であるため、その内容がより伝わるよう以下のとおり修正いたします。 P.63② ・2段落目と3段落目の入れ替え ・入れ替えたあとの最終文を以下のとおり修正 「…このような清掃工場に求められる機能や役割を踏まえ、建替事業にあたっては引き続き清掃一組との連携を一層強化していきます。」 なお、北清掃工場の建替工事は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」）が行っています。建替工事にあたっては、清掃一組との連携を強化するとともに、可能な限りの環境低減に努め、環境保全のための適切な措置を講じるよう、清掃一組に対し引き続き求めてまいります。

3-2 中間処理計画 ③中間処理運営状況等の情報提供			
頁	意見No.	ご意見	区の考え方
63	4	現在、環境測定データが情報提供されているが、有害物質を含む廃棄物そのものを減らす努力が必要である。区の様々な調達（物品・工事）においてグリーン購入法に配慮すること、特にダイオキシンの原因物質である塩ビ製品を使用しないことなどを施策として盛り込んで頂きたい。	一般廃棄物処理基本計画は区域内における一般廃棄物の処理等に関する基本的事項を定めるものです。 なお、北区役所における環境に配慮した調達や職員の行動については、「北区役所ゼロカーボン実行計画」（R5年2月）において定めており、温室効果ガス削減に向けた取り組みへの職員の環境行動として「グリーン購入活動及び環境配慮契約導入」を推進しています。

3-4 災害廃棄物の処理 ① 災害廃棄物への対応			
頁	意見No.	ご意見	区の考え方
64	5	昨今の大規模災害が発生する度に、災害廃棄物の分別基準、運搬方法、仮置場の設置及び閉鎖の時期など、運用に多くの課題が出て、被災者やボランティアの動き方にも影響を及ぼしている。 「北区災害廃棄物処理計画」では、災害ボランティアを重要な存在として位置づけているため、ワークショップや講習会、わかりやすいパンフ・チラシの発行、動画説明のHPへの掲載等の周知活動は、区民だけでなくボランティアも対象に含め、発災時にすぐ動けるような準備をお願いしたい。	いただいたご意見を踏まえ、ボランティアを含め広く周知することが伝わるよう、下記のとおり文言を追加いたします。 なお、区民やボランティアへの周知活動等について、引き続きボランティア・市民活動団体等の関係機関と連携して取り組んでまいります。 最終段落3行目：「区民等への周知」

○その他ご意見

意見No.	ご意見	区の考え方
6	子ども向け版がわかりやすいため、こちらを計画本体とし、現在本体とされているものを「別添え・詳細版」などとしたほうがいい。その上で、両者が一体として計画をなすものであることを注釈で明記すればよいと思う。	一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃掃法」）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、同条第 2 項において、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」を計画に定めるものとされています。 そのため、計画本体の体裁はこのままといたしますが、計画策定時に作成する概要版については、いただいたご意見を踏まえわかりやすさを重視して作成してまいります。なお、子ども向け版についても、活用を検討してまいります。